

令和2年6月市議会定例会一般質問通告全文

6月15日（月）

★通告順位	1-1	濱崎 一輝
★件名		感染症まん延時の災害による避難所のあり方について

新型コロナウイルス感染症が世界中にまん延しているさなか、日本では全国的な緊急事態宣言により国民や各事業者など多くの人の協力により、第1波を封じ込めることができたとして政府の専門家会議では評価されている。

しかし、終わりの見えないこの感染症との戦いに、社会経済の悪化を懸念し緊急事態宣言を解除し、「新しい生活様式」を取り入れた生活が始まっている。それは同時に、大きなリスクと向かい合わせになっての生活であり、既に他県では、感染者が微増ではあるが増えており、いつ第2波・第3波が来てもおかしくない状況が続くということでもある。

そんな状況に加え、これから梅雨や台風の季節が到来し、ゲリラ豪雨や大雨による豪雨災害が発生する可能性が大きくなり、震災に関してはいつ何時来てもおかしくない状況下であるという認識を、強く持つ必要があると考える。

もし、今このような災害が発生し、多くの人が避難所生活を送ることを余儀なくされ、これまで通りの避難所運営マニュアルに沿った避難所生活を送った場合、あっという間にクラスターが発生し、新型コロナウイルス感染者が市内外に広まっていく可能性が大きくなることが推測される。

全国的に避難所といえば、学校の体育館や地域のコミュニティ施設などが使用される。その際、これまでほとんどの避難所では、間仕切りのない床に毛布を敷いての雑魚寝状態であり、こと大きな災害の際には多くの人々が密集し、今で言う「3密」状態での生活を送っており、過去の災害では感染症のクラスターが発生していた。

では、そのような最悪の事態を防ぐためにはどのような対策を打つべきなのか。

現在、災害による避難所での新型コロナウイルス感染症拡大防止を視野に入れた、避難所運営マニュアルやガイドラインを作成している自治体が全国的に増えており、我が市においても早急に、感染症まん延時の避難所運営方針を示していくべきである。

その中でも、避難所の数をこれまで通りの指定避難所だけではなく、更に多く設置していくことで、「3密」になる状態を避ける必要がある。

同時に、感染症まん延時の災害による避難所の運営方法についても具体的に示した上で、いろんな立場の人が参加しての研修会や訓練を行っていくべきである。

また、実際の避難所での滞在にあたり、衛生面での対策は万全を期して行う必要がある。マスク・消毒液・簡易トイレなどの備品を全ての避難所に備えていく必要がある。

そして、災害時要配慮者の避難所での対応についても、より具体的に考えておくべきである。

通常の災害時の避難所での生活でも、慣れない環境下でかなりのストレスがかかるのに加え、感染症まん延時の避難所での生活は、健常者に比べかなり大きなリスクを

抱えての生活を余儀なくされる可能性があるからである。

また、状況により福祉避難所へ避難する方もいると思うが、その場合施設側にとっては大きなリスクを抱えることになると思うので、その対策も必要である。

そこで、以下の点について伺う。

1 感染症まん延時の避難所設置について

- (1) 新型コロナウイルス感染症まん延時の、避難所運営方針はどのようになっているのか伺う。
- (2) 指定避難所は、現在指定されている場所のみを想定しているのか、それともそれ以外の場所も想定しているのか伺う。

2 感染症まん延時の避難所運営について

- (1) これまで通りの常識が通用しない避難所での運営方法について、いろんな立場の人達を招いた具体的な訓練や研修会などを行っていくつもりはあるのか伺う。
- (2) 新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染による感染が最もリスクが高いと言われているが、具体的な衛生環境対策をどのように考えているのか伺う。

3 感染症まん延時において、災害時要配慮者の避難所での対応について

- (1) 通常の災害による避難所とは大きく異なり、感染症がまん延している状況下での災害時要配慮者への対応をどのように考えているのか伺う。
- (2) 福祉避難所には、既にその場所を利用している多くの入居者がいることが想定されるが、施設内感染を防ぐ方法をどのように考えているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	植田 博巳
★件名		新型コロナウイルス後の諸施策について

新型コロナ拡大により、長期にわたる学校の休校による学力、運動機能などの問題を抱え、市内のグローバルな供給網を持つ大企業、自動車関連部品製造が多い中小企業、小規模事業者である飲食業、宿泊業、理容業、各商店、農業と関連するすべての事業が影響を受け、今まで経験したことのない大きな被害にあっている。

特に落ち込みの激しい観光は訪日客9割減となり、市内の宿泊においても自粛による各種大規模イベントの中止等により宿泊者ゼロ、観光旅行もゼロなど関連する業種も含め大打撃を受けている。このような状況において、飲食・宿泊業者によるお弁当のテイクアウトなど自助努力により事業の継続に努め、国、県・市が無利子無担保融資、自粛要請協力金、持続化給付金、特別定額給付金など各種の支援策を講じてこの未曾有の災害に耐え、コロナ感染抑制と経済維持、回復を願っている。

長期の自粛により、オンライン化とデジタル化が進み、学校教育のオンライン授業やテレワークによる在宅勤務などが進展し、今までの働き方や生活形態の変化が生じてくる。企業活動はグローバルな供給網の再構築や国内回帰を目指す企業も少なくなっていくものと思われる。

経済回復と働き方や生活形態の変化を見据え、この未曾有の新型コロナによる今後の市内経済等の諸施策について次のとおり市長の所見を伺う。

- 1 コロナ感染の拡大を受け、雇用の7割を占める中小企業の休業、廃業・解散も全国で推計5万件にのぼり失業への懸念が高まっている。市内の小規模事業者を始め、中小企業事業所も4月中旬の商工会の調査結果を見ると、約6割の事業所で影響が出ており、時間の経過とともに更に影響が顕著になっている。
 - (1) 雇用や資金面での国、県の支援策を早急に行き届けることが必要である。実施状況を伺う。
 - (2) 今後の経済回復は、ワクチンや特効薬ができ広く行き渡らない限りこの影響が継続し長期化する。今後の支援施策を伺う。

- 2 春のソフトボール全国大会の中止や草競馬の中止、海水浴場の開設中止、花火大会の中止、地域のお祭りの中止など大変憂慮すべき事態に陥っている。

国は、新型コロナウイルスにより影響を受けた地域産業の再活性化を目的に、需要喚起策として官民一体型のキャンペーン「観光・運輸」「飲食」「イベント・エンターテイメント」「商店街振興」の4つを柱に、総額1兆6,794億円の予算規模の「Go To キャンペーン事業」を実施するとしている。これらを踏まえ伺う。

 - (1) 飲食業、宿泊業は9割以上、サービス業も約6割の事業所で大きな影響が出ている。スポーツ大会や合宿の誘致、イベントの開催等、どのように集客を目指していくのか施策を伺う。
 - (2) 県下一の海水浴場の開設中止を受け、毎年40万人余、去年は約20万人の入込客が今年は見込めなく大きな経済損失となる。コロナ後の早期回復を目指すためには、他地域の海岸と差別化し、年間を通じて誘客出来る魅力のある海岸を目指すことが地域経済の活性につながると考えるが、コロナ後の海水浴場、海岸の利活用について中長期的視点での所見を伺う。

- 3 オンライン化とデジタル化が急速に進展すると考える。このことについて次のとおり伺う。
 - (1) 約2か月余の休校により、学習の遅れ及び第2波の襲来など今後のリスク対応としてのオンライン授業についての施策を伺う。
 - (2) テレワークによる在宅勤務などが進展し子どもと過ごす時間が増え、趣味を生かすこともできるなど働き方が変わってくる。感染リスクが高い首都圏から離れたと思う人が増えていると聞いている。海、台地の景観が良く、マリンスポーツや冬も温暖で様々なスポーツが出来、子育てには最適な環境であり、東京など首都圏まで3時間以内で移動できる。当市へ働き世代を移住定住に繋げるチャンスであると思うが所見を伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	平口 朋彦
★件名		本格始動した新学期、「学びの保障」等教育行政における新型コロナウイルス感染症との向き合い方を問う

令和2年6月1日。ようやく市内の子どもたちが待ちわび続けた「新学期」が本格的に始まった。当地牧之原では、市と市民皆様の不断の努力によって、6月現在においても市中感染者0と封じ込みに成功しており、懸念や各種課題は未だ残るものの、子どもたちが笑顔で再び学校に通える日常を徐々にでも取り戻せたことで、まずは安堵されている保護者の方も多いと思われる。一方で新型コロナウイルス感染症に対し、有効性が確認された特異的ワクチン等、確たる効果を認められた医学的処置方法がまだ見つかっていない中での第2波、第3波のリスクや、昨年度末からの長期にわたる休校措置がもたらした学習の遅れ等、不安や問題が尽きないのも確かである。そんな中、文部科学省では「基本的対処方針の改定」や「衛生管理マニュアル」の策定など、子どもたちと保護者の不安、教育現場における混迷を払拭すべく、矢継ぎ早にアクションプランを打ち出している。ここでは主に、5月15日の文部科学省初等中等教育局長による通知『新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について』及び5月22日に提示された『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～』を元に、市の教育における現状と今後の考え方をお聞きする。

1 「学校の新しい生活様式」について

- (1) 国が示す「新しい生活様式」とは別に、文科省がわざわざ「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」を作成した意図は、第一に教育現場をクラスター化させないということ、そして一般的な「新しい生活様式」をスライドする形で学校に用いるのにはあまりにも抽象的すぎ、具体性に欠けることが挙げられるのではないかと推測する。本来ならば、忌避されるべき「3密」も、教育の場において徹底することはなかなか困難な場面が多いのが実情ではないかと感じる場所である。その上で当マニュアルが指し示す「新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準」の地域感染レベルについて、本市は感染観察都道府県である「レベル1」との認識でよいか。或いは新規感染者が確認されていないことから「レベル1」相当にも値しないと捉え、当マニュアルの徹底的な遵守は必要ないと考えるのか。見解をお訊きする。
- (2) 「設置者及び学校の役割」の中で、(1) 教育委員会等の役割 では、④学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応の取りまとめ、とあるが現在までの実施状況は。
- (3) マニュアル内では、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要と謳っている。レベル1地域においては「児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります」とある。牧之原市内の小中学校の状況は、おおむね合致した配慮が可能であるか。またマニュアル内にて奨励されている

その他の基準や対応のうち当市にあっては困難と見込むものはあるか。

2 「学びの保障」について

- (1) 文科省初等中等教育局長による通知『新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について』は、新型コロナと向き合いつつも、子どもたちの健やかな学びを保障することとの両立を図る目的で示されたものであると理解をする。中でも「学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育施行規則に反するものとはされないとされていることも踏まえ、児童生徒や教職員の負担軽減にも配慮すること」と示されているが、実際に「学習の遅れ」が現認されていることは否めないのが事実である。以上を踏まえ、当通知では①次年度以降を見通した教育課程編成、②学校の授業における学習活動の重点化、という2つの特例的な対応を取ることも、あくまで「補完的な取組」としつつ示唆をしている。本市において、この2つの特例を採用する可能性はあるのか。
- (2) 休業措置期間中における児童生徒の学習習熟度の把握はどうなっているのか。また自粛期間中のストレス、鬱等の把握も必要と思われる。当然、各家庭へのヒアリングは行われているであろうが、全児童、生徒への個別の対面指導の実績は。
- (3) 地元紙における「県内 35 市町教委アンケート」によれば、牧之原市の夏休み期間は「各校判断」とされており、全県レベルで見れば同様の回答をしていた市町は少数派であった。市内一律の休校措置が取られたのにも関わらず、各校判断とした理由は。児童生徒および保護者の納得感を得、各校における負担軽減のためにも市教委がしっかりと示すべきではないか。また修学旅行や運動会などその他諸々の各種学校行事の開催について、現状の可否判断はどうなっているか。

3 ICTの積極的活用について

本定例会初日の杉本市長による「行政報告」内において、「市におきましても、現在、小中学校の通信ネットワーク整備を、今年度中の完了に向け進めているところではありますが、端末整備についても国の補助を活用し、今年度に整備ができるよう進めてまいります」との発言があった。文科省では家庭においてもICTを活用可能とする環境の必要性を説きつつ、対応を求めており、令和2年度補正予算(第1号)内で予算化されている。市がこれまで進めてきた「GIGAスクール構想の実現に向けての端末整備計画」において、家庭での活用を可能とする仕様変更または補完機器の導入等をあらたに予定しているか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4 - 1	原口 康之
★件 名		各種計画における危機管理体制の充実について

平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）を教訓として、予想される南海・東南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、県は、「静岡県第 4 次地震被害想定」を策定した。その中で、L 2 の巨大地震発生時、市では最大震度 7 が予想され、最初の津波が 4 分後、その 16 分後には最大 14m の津波到達が予想されている。その津波の浸水面積は 10.8 k m² にのぼり、そのうち約 70% 近くの 7.4 k m² が 2 m 以上の浸水域に想定され、死者 14,000 人というとてつもない甚大被害想定が出された。このうち津波による死者が 13,000 人で、約 90% 以上の方々が津波により死亡すると予想され、これを受けて市では、人命を守ることを最も重視し、「自助」「共助」「公助」に取組み被害を軽減し、「減災」を目指す「牧之原市地震・津波対策アクションプログラム 2013」や、市民の生命、身体の安全確保、円滑かつ適切な避難を目的として「牧之原市津波避難計画」が作られ、住民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるよう取り組んでいる。津波浸水域にある市内 5 つの小中学校区の地区自治推進協議会（相良地区、片浜地区、地頭方地区、川崎地区、細江地区）の津波防災まちづくり計画書も作成され、災害弱者避難計画を含む 5 地区それぞれで設定したハード事業と、5 地区共通で設定したソフト事業を進めてきた。

しかし、現状では津波対策の柱である L1 の防潮堤工事完了の計画も立たず、市の単独事業の L 2 対策も進んでいない。「牧之原市大切な命と財産を守る津波対策基本計画書（牧之原減災計画）」に「市民の命の安全（避難時間確保）と財産（津波浸水域の軽減）を守るため、レベル 2 津波に対応した施設を整備し、市外への人口流出を止めるとともに人口流入を促進させます」とあるが、L 1 防潮堤があつてのことと考える。また、災害と言っても地震・津波ばかりでなく原子力災害、風水害やがけ崩れなど多岐にわたり、現在では、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策も必要と考える。

そこで以下を伺う。

- 1 津波災害時、要配慮者が安全迅速に避難する事は非常に困難である。「災害時要救護者避難支援計画」は、「一人ひとりに対応した避難支援計画で、自主防災組織を中心とした地域が支援していのちを守る」ための計画であるが、津波避難計画において大規模な津波が発生した場合、限られた時間内の避難が的確に行なわれる個別避難計画は、誰が、どのような形で行うかを伺う。

また、津波以外の災害時の災害対策基本法では、要配慮者の避難については、具体的な避難方法等について個別計画を策定することとなっている。実効性のある個別計画は立てられているか伺う。

- 2 現在のコロナ禍において、市の地域防災計画には感染症対策が記載されていないが、計画についてどのように考えているか。また、その対策を伺う。

- 3 市民の命を守り、避難時間を稼ぐ L 1 防潮堤の整備は、確実に進んでいるが、スピード感があるとは言えない。現状の予想完成時期と工事完了を早める（秘策的）

対策を考えているかを伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5 - 1	吉田 富士雄
★件名		津波防潮堤整備に対する対応及び近隣自治体との整合性について

駿河湾に面して 15km の海岸線を持つ牧之原市では、「第 4 次地震被害想定」によると、レベル 2 津波に襲われた場合、沿岸部だけで 13,000 人の人命が失われると想定されている。また、南海トラフ以外で、駿河湾内で「海底地滑り」が発生した場合、3 分で 10m を超える津波の到達が想定されており、今の防潮堤で防ぐことができるのか疑問である。

現在、近隣自治体にて建設中の防潮堤の高さであれば、仮に「地滑り津波」が起きても高台へ避難する時間の余裕ができ、また財産への被害も軽度におさえることができると考えるが、そうした工事を施工するためには多額の費用が必要となる。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により地方の財源はより厳しくなっており、財源の確保は国に頼るほかないのが現状である。

そこで、「人命優先」で国が支援されることを願い、以下のとおり伺う。

- 1 静波、鹿島地区と片浜地区の防潮堤の嵩上げ工事が行われたが、嵩上げとなる高さは 30cm~40cm である。この嵩上げ高さで、安全なのか。また、その根拠を伺う。
- 2 現在、近隣自治体においても防潮堤の工事が進められており、大井川から吉田港までの約 3 km が 11m50cm の高さで建設されているが、細江区の防潮堤の高さは数メートルで半分以下となっている。その場所から津波が流れ込み、近隣自治体へも影響があるのではないかと。近隣自治体で建設している防潮堤との整合性について伺う。
- 3 今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、税収は大幅な減収となり、またしばらくの間は回復の見通しがたたないことが予想され、そうでなくとも財政力の弱い自治体においては費用の捻出が厳しいところである。レベル 2 の津波防潮堤の工事費の確保のため、杉本市長が「駿河湾内の地域の首長のリーダー」となり県や国へ依頼に行くことを含め、今後の対応について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 1	大石 和央
★件名		一般廃棄物処理について

4 月 20 日、定例の議員全員協議会で市長より、県が令和 3 年度にごみ処理の広域化計画を策定することを踏まえて、御前崎市、吉田町、牧之原市の 2 市 1 町それぞれの考え方等について整理、検討していくとの説明があった。これは国が推進するごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に基づくものである。ごみ焼却施設を運営する 2 つの広域施設組合、すなわち環境保全センター及び清掃センター施設の更新時期も迫ってきている。

私は以前からゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）政策を求めてきた。平成 29 年 12 月議会の一般質問以降の取り組み状況も合わせて、この機会を契機に本腰で取り組まれるよう以下質問する。

1 ごみの広域化計画策定についての経緯及びスケジュールについて

- (1) 国・県からいつ、どのように、どのような内容で連絡があったのか。また計画策定の県内対象市町はどこか。
- (2) 今後どのような枠組みでどのように協議していくのか。

2 一般廃棄物処理計画について

- (1) 第 2 次牧之原市一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年度～令和 8 年度）では、焼却施設整備について、榛南・南遠広域都市計画区域等一般廃棄物処理施設研究会（一廃研）の報告書を引き合いに、基幹的設備改良を行うことで平成 25 年度から起算して 10～15 年程度延命化が可能とし、次期処理施設の更新についての検討を重ね、中長期計画を策定するとしている。タイムリミットが迫っているが、現状ではどのように考えているか。
- (2) ごみ減量について、4R でごみを減らすとして 4R の総合的な推進を掲げ、市と市民・事業者の取り組みが示されている。施策の現状評価及びさらなる具現化についてお聞きする。
- (3) 平成 16 年 12 月に旧榛原町議会が「ごみゼロを目指したまちづくりに関する提言書」を採択しているが、これについての所見をお聞きする。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	6 - 2	大石 和央
★件名		農業の課題について

近年、農家の高齢化や後継者不足により就農人口の減少が激しい。同時に耕作放棄地が年々増加してきているところである。一方、新型コロナ禍で食糧自給の重要性が指摘されている。農家の大小にかかわらず営農し続けられる仕組みが求められる。

農業問題は多岐にわたるが、3 点について質問する。

1 牧之原畑地総合整備事業の用水施設の維持管理については、土地改良区の事業であるが、荒廃農地の拡大は共通課題でもある。畑地用水事業の受益地である茶園の不耕作や離農者が増加し、ファームポンドを維持管理する組合維持が大変になってきている。とりわけ賦課金は負担しているものの不耕作状態で、名ばかりの組合員が存在している。すでに土地所有者が市外に転出している場合もある。このような荒廃した受益地を除外する非農地化についてお聞きする。

2 急傾斜茶園の管理について、乗用機械で耕作できない急傾斜地の茶園の耕作放棄が進んでいる。特に榛原地域では中山間地域直接支払制度などもあるが、不耕作地が増加している。傾斜地では一か所でも放棄されると、その周辺がすべて後に続く傾向がある。耕作が非効率でもあるからだが、農業は面的であり、点的にとどまる

ことはできない集団的な特徴がある。しかし、周辺一帯が放棄された中でも点在する茶園はある。どのような支援が期待できるか。

- 3 2018年11月、国連総会において「小農の権利宣言」が採択された（121カ国が賛成、8カ国が反対、棄権が54）。日本は棄権票を投じたが、アメリカやイギリス、オーストラリアなど先進国は反対にまわった。しかし、経済効率一辺倒のこれまでの農業のあり方を大きく問い直すきっかけとなった意義は大きいと考える。これについて市長の見解を伺う。

(質問方式：一問一答)

6月16日(火)

★通告順位	7-1	藤野 守
★件名		コロナ禍における生活と生業の支援について

今、世界は新型コロナウイルス感染症により未曾有の苦境の中にあると言える。これは日本も同様であり、さらに私たちの牧之原市も市民の生活や生業において制約を受け、それに対しては市も様々な施策を展開しているところではある。わが国は新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染増加を抑えることはできたが、医療の専門家や識者は今後、第2波3波が必ず来ると述べている。今後も市は継続的にコロナ禍に対応することが求められている。これらを踏まえて以下について伺う。

1 個人の生活の支援について

- (1) 全世帯を対象とする特別定額給付金等の新型コロナウイルス感染症に対し支援する施策はあるが、なお生活が困窮し、孤立している家庭の存在等に対してはどのように把握し、支援するか伺う。
- (2) 社会福祉協議会が扱っている国の緊急小口資金（特例貸付）の扱い状況はいかがか伺う。
- (3) 税金の延納等の支援策の扱い状況はいかがか伺う。

2 事業者等への支援について

- (1) 6月から、まきのはら産業・地域活性化センター等において持続化給付金の申請支援体制のための窓口が設置されている。受付状況はいかがか伺う。
- (2) 今後、市単独での小企業や零細業者を支援する新たな制度創設等の計画があるか伺う。
- (3) 介護施設経営の現況と不足がある場合の支援体制はどのようにされているか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8 - 1	澤田 隆弘
★件 名		埋もれた歴史遺産 相良油田の魅力の掘り起しについて

相良油田は、日本の太平洋海岸では唯一の産油地である。

歴史をさかのぼれば 1872 年（明治 5 年）に発見され、翌年の 1873 年より採油が始まっており、1874 年より採油した新潟より 1 年早かったと言う事で、日本最古の油田である。

特筆すべきは、相良油田より採取された石油が世界中どこにもない特殊成分が含まれる事が、京都大学の今中教授によって発見された事である。それ故に相良油田の石油は純度が高く、【信じられないとおもいますが簡単にろ過するだけで】脱穀機や粃摺りに使用する発動機やバイクなどを走らせることが可能である。

しかし、とても残念ではあるが思ったより採油量が伸びないと言う事で 1955 年（昭和 30 年）に採油事業は幕を下ろしている。そして相良油田は、日本の近代化産業遺産群の 1 つとして認定され、現在は相良油田の里公園として整備されている。

日本中探しても太平洋岸ではここ牧之原市にしか存在しない相良油田をもう一度見直してみませんか。

- 1 相良油田遺構の整備・開発について
- 2 相良油田を活用した観光事業の見解について

（質問方式：一問一答）